

平成30年度伝統工芸品活用促進事業費補助金概要

1. 目的

伝統工芸品の活用促進を図るため、市内の店舗等が購入する食器や装飾品に弘前市の伝統工芸品を活用した場合、購入する経費の一部を予算の範囲内で助成するもの。

2. 制度概要

【補助対象事業】

店舗で使用する弘前市の伝統工芸品（食器や装飾品）の購入事業

【補助対象者】

①次のいずれかに該当するもの

- ア 市内で店舗等を経営する法人又は個人
- イ その他市長が適当と認めるもの

②市税等を滞納していないものであること

【補助対象経費】

補助対象者が店舗で使用する食器類や装飾品の購入経費

※購入経費が10万円以上のものに限る。補助金額は10万円が限度（補助率1/2）

【補助対象工芸品名】

- ①津軽塗 ②津軽焼 ③下川原焼土人形 ④あけび蔓細工 ⑤こぎん刺し ⑥弘前こけし・木地玩具
- ⑦津軽兜 ⑧錦石 ⑨津軽打刃物 ⑩津軽竹籠 ⑪津軽裂織 ⑫ブナコ ⑬津軽桐下駄 ⑭太鼓

【前年度からの修正点】

（1）年度

【周知方法】

広報ひろさき5月15日号（予定）及び市ホームページで事業内容を周知するとともに、弘前商工会議所、弘前市物産協会、岩木山物産協会、弘前市旅館ホテル組合、商店街振興組合（上土手、中土手、下土手、駅前、大町、百石町、西弘）及び弘前料理飲食業組合へ周知用チラシを配布予定

【H30予算額】

700千円（100千円×7件）

【実績（参考）】

平成27年度	予算額 700千円	補助件数 5件	補助金額 459千円
平成28年度	予算額 500千円	補助件数 5件	補助金額 500千円
平成29年度	予算額 700千円	補助件数 6件	補助金額 550千円